

令和 3 年度

北 九 州 市 予 算

## 目 次

---

	頁
<b>一 般 会 計</b>	
一 般 会 計 予 算 .....	1
<b>特 別 会 計</b>	
国民健康保険特別会計予算 .....	29
食肉センター特別会計予算 .....	35
卸売市場特別会計予算 .....	39
渡船特別会計予算 .....	43
土地区画整理特別会計予算 .....	47
土地区画整理事業清算特別会計予算 .....	53
港湾整備特別会計予算 .....	57
公債償還特別会計予算 .....	63
住宅新築資金等貸付特別会計予算 .....	67
土地取得特別会計予算 .....	71
駐車場特別会計予算 .....	75
母子父子寡婦福祉資金特別会計予算 .....	79
産業用地整備特別会計予算 .....	83
漁業集落排水特別会計予算 .....	87

介護保険特別会計予算	91
空港関連用地整備特別会計予算	99
学術研究都市土地区画整理特別会計予算	103
臨海部産業用地貸付特別会計予算	107
後期高齢者医療特別会計予算	109
市民太陽光発電所特別会計予算	115
市立病院機構病院事業債管理特別会計予算	119
上水道事業会計予算	123
工業用水道事業会計予算	131
交通事業会計予算	135
病院事業会計予算	139
下水道事業会計予算	143
公営競技事業会計予算	149

# 一 般 会 計

## 令和3年度北九州市一般会計予算

令和3年度北九州市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 642,095,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

### (地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

### (一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、85,000,000千円とする。

### (歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年2月24日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 市 税		168,421,000 <small>千円</small>
	1 市 民 税	70,135,000
	2 固 定 資 産 税	68,886,000
	3 軽 自 動 車 税	2,096,000
	4 市 た ば こ 税	6,907,000
	5 鉱 産 税	27,000
	6 特 別 土 地 保 有 税	1,000
	7 入 湯 税	28,000
	8 事 業 所 税	7,380,000
	9 都 市 計 画 税	11,958,000
	10 環 境 未 来 税	690,000

款	項	金 額
	11 宿 泊 税	313,000 <sup>千円</sup>
<b>2 地 方 讓 与 税</b>		<b>3,142,000</b>
	1 地 方 揮 発 油 讓 与 税	1,086,000
	2 自 動 車 重 量 讓 与 税	1,579,000
	3 森 林 環 境 讓 与 税	92,000
	4 特 別 と ん 讓 与 税	307,000
	5 航 空 機 燃 料 讓 与 税	34,000
	6 石 油 ガ ス 讓 与 税	44,000
<b>3 利 子 割 交 付 金</b>		<b>70,000</b>
	1 利 子 割 交 付 金	70,000
<b>4 配 当 割 交 付 金</b>		<b>547,000</b>
	1 配 当 割 交 付 金	547,000



5	株式等譲渡所得割交付金		350,000
	1	株式等譲渡所得割交付金	350,000
6	分離課税所得割交付金		126,000
	1	分離課税所得割交付金	126,000
7	法人事業税交付金		1,521,000
	1	法人事業税交付金	1,521,000
8	地方消費税交付金		20,401,000
	1	地方消費税交付金	20,401,000
9	ゴルフ場利用税交付金		38,000
	1	ゴルフ場利用税交付金	38,000
10	環境性能割交付金		622,000
	1	環境性能割交付金	622,000
11	軽油引取税交付金		5,121,000

款	項	金 額
	1 軽油引取税交付金	5,121,000 <sup>千円</sup>
12 国有提供施設等 所在市町村助成交付金		25,000
	1 国有提供施設等 所在市町村助成交付金	25,000
13 地方特例交付金		3,702,000
	1 地方特例交付金	1,190,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	2,512,000
14 地方交付税		52,000,000
	1 地方交付税	52,000,000
15 交通安全対策特別交付金		398,000
	1 交通安全対策特別交付金	398,000
16 分担金及び負担金		2,777,535
	1 負担金	2,777,535

17	使用料及び手数料		16,066,472
	1	使用料	11,327,320
	2	手数料	4,739,152
18	国庫支出金		108,828,783
	1	国庫負担金	92,503,800
	2	国庫補助金	15,949,418
	3	委託金	375,565
19	県支出金		29,736,975
	1	県負担金	22,949,676
	2	県補助金	4,860,043
	3	委託金	1,927,256
20	財産収入		7,312,796
	1	財産運用収入	976,694

款	項	金 額
	2 財 産 売 払 収 入	6,336,102 <small>千円</small>
21 寄 附 金		1,760,404
	1 寄 附 金	1,760,404
22 繰 入 金		18,787,815
	1 特 別 会 計 繰 入 金	247,065
	2 基 金 繰 入 金	18,540,750
23 繰 越 金		10
	1 繰 越 金	10
24 諸 収 入		129,145,110
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	165,578
	2 市 預 金 利 子	433
	3 貸 付 金 元 利 収 入	112,765,271

	4 受託事業収入	256,317
	5 収益事業収入	8,600,000
	6 雑収入	7,357,511
25 市債		71,195,100
	1 市債	71,195,100
歳入合計		642,095,000

## 歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		1,661,945 <sup>千円</sup>
	1 議 会 費	1,661,945
2 総 務 費		45,554,093
	1 総 務 職 員 費	18,495,666
	2 総 務 管 理 費	3,892,619
	3 企 画 費	14,426,988
	4 市 民 費	4,437,993
	5 徴 税 費	1,961,846
	6 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	1,238,276
	7 選 挙 費	582,672
	8 統 計 調 査 費	59,760

	9 人 事 委 員 会 費	203,567
	10 監 査 委 員 費	254,706
<b>3 保 健 福 祉 費</b>		<b>165,173,766</b>
	1 保 健 福 祉 職 員 費	8,943,068
	2 社 会 福 祉 費	65,717,635
	3 公 衆 衛 生 費	10,494,356
	4 環 境 衛 生 費	1,049,960
	5 保 健 所 費	1,097,708
	6 生 活 保 護 費	45,735,819
	7 災 害 救 助 費	9,946
	8 繰 出 金	32,125,274
<b>4 子 ども 家 庭 費</b>		<b>72,264,605</b>
	1 子 ども 家 庭 職 員 費	4,795,510

款	項	金額
	2 子ども家庭費	67,456,271 <sup>千円</sup>
	3 繰出金	12,824
<b>5 環境費</b>		<b>16,415,255</b>
	1 環境職員費	3,368,921
	2 環境費	13,046,334
<b>6 労働費</b>		<b>511,018</b>
	1 労働諸費	511,018
<b>7 農林水産業費</b>		<b>2,038,683</b>
	1 農林水産業職員費	593,620
	2 農業費	729,267
	3 林業費	239,555
	4 水産業費	445,401



	5 繰 出 金	30,840
<b>8 産 業 経 済 費</b>		<b>123,122,570</b>
	1 産 業 経 済 職 員 費	1,530,757
	2 産 業 学 術 費	119,606,180
	3 観 光 振 興 費	1,629,730
	4 繰 出 金	355,903
<b>9 土 木 費</b>		<b>33,783,789</b>
	1 土 木 職 員 費	4,552,167
	2 土 木 管 理 費	752,454
	3 道 路 橋 り よ う 費	12,380,181
	4 河 川 費	3,412,046
	5 都 市 計 画 費	11,611,309
	6 繰 出 金	1,075,632

款	項	金 額
10 港 灣 費		6,178,302 <sup>千円</sup>
	1 港 灣 職 員 費	1,321,734
	2 港 灣 管 理 費	972,178
	3 港 灣 整 備 費	3,016,729
	4 埋 立 費	864,300
	5 繰 出 金	3,361
11 建 築 行 政 費		8,786,122
	1 建 築 職 員 費	1,594,133
	2 建 築 管 理 費	4,241,962
	3 住 宅 建 設 費	2,950,027
12 消 防 費		13,042,748
	1 消 防 費	13,042,748

13	教	育	費		70,185,344				
	1	教	育	職	員	費	52,042,778		
	2	教	育	總	務	費	1,422,384		
	3	小	學	校	費	6,940,463			
	4	中	學	校	費	4,792,030			
	5	高	等	學	校	費	138,121		
	6	特	別	支	援	學	校	費	2,806,137
	7	幼	稚	園	費	53,620			
	8	專	修	學	校	費	19,511		
	9	社	會	教	育	費	1,270,100		
	10	保	健	體	育	費	700,200		
14	災	害	復	舊	費	1,074			
	1	鉉	害	復	舊	費	1,074		

款	項	金額
15 諸支出金		千円 81,075,686
	1 公債償還特別会計繰出金	68,399,800
	2 公営企業費	6,931,886
	3 基金積立金	5,744,000
16 予備費		2,300,000
	1 予備費	300,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策予備費	2,000,000
歳出	合計	642,095,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
(仮称)平和資料館建設事業	令和4年度	2,000 <sup>千円</sup>
人事評価システムリース経費	自 令和4年度 至 令和7年度	23,000
ホームページ運用機器等更新・保守事業	自 令和4年度 至 令和8年度	36,300
財務会計システム改修事業	令和4年度	24,800
公用車リース経費(八幡西区分)	自 令和4年度 至 令和10年度	131,600
区役所電話設備保守点検経費	自 令和4年度 至 令和6年度	28,600
小倉南区役所庁舎老朽化対策事業	令和4年度	75,000
定住・移住促進事業	自 令和4年度 至 令和5年度	11,400
若い世代の移住促進事業	自 令和4年度 至 令和5年度	9,500
デジタル市役所推進事業	自 令和4年度 至 令和7年度	5,500
庁内イントラネット管理・運用事業	自 令和4年度 至 令和8年度	648,300

事 項	期 間	限 度 額
北九州地域情報ネットワーク運営事業	自 令和4年度 至 令和8年度	451,400 <sup>千円</sup>
自治体情報セキュリティ対策事業	自 令和4年度 至 令和8年度	95,700
行政情報検索サービス経費	令和4年度	11,900
市民会館改修事業	令和4年度	8,000
松本清張記念館施設整備事業	令和4年度	35,800
新門司サブグラウンド整備事業	令和4年度	117,000
美術館搬入エレベーター更新事業	令和4年度	73,000
男女共同参画センター舞台照明改修事業	令和4年度	79,200
コールセンター電話システム保守点検事業	自 令和4年度 至 令和6年度	4,400
中原市民センター建替事業	令和4年度	307,400
市民センターパソコンリース事業	自 令和4年度 至 令和8年度	70,800
公用車リース経費(安全・安心推進業務)	自 令和4年度 至 令和9年度	14,900

固定資産税納税通知書作成経費	令和4年度	6,200
路線価付設業務委託経費	自 令和4年度 至 令和5年度	44,000
市民税・県民税納税通知書作成経費	自 令和4年度 至 令和5年度	13,500
法人市民税申告書等作成経費	令和4年度	1,900
市民税・県民税特別徴収税額通知書作成経費	自 令和4年度 至 令和5年度	19,000
滞納整理システム開発・運用管理事業	自 令和4年度 至 令和15年度	363,000
軽自動車税関係手続のシステム化事業	令和4年度	12,000
税外債権に係る税金・料金お知らせセンター業務委託事業	令和4年度	7,400
住基ネット統合端末及びネットワーク機器等リース事業	自 令和4年度 至 令和8年度	18,000
市民課入力業務・窓口案内業務委託事業	自 令和4年度 至 令和5年度	204,000
個人番号カード普及事業	自 令和4年度 至 令和5年度	345,600
公用車リース経費(区役所保健福祉業務)	自 令和4年度 至 令和9年度	3,800
国保年金課窓口等業務改善事業	自 令和4年度 至 令和6年度	123,300

事 項	期 間	限 度 額
国保年金課受付呼出番号表示システム更新事業	自 令和4年度 至 令和8年度	18,000 <sup>千円</sup>
総合療育センター再整備事業	令和4年度	20,000
感染症検査機器リース事業	自 令和4年度 至 令和10年度	13,000
公用車リース経費(保健環境研究業務)	自 令和4年度 至 令和9年度	1,500
理化学機器リース事業	自 令和4年度 至 令和11年度	51,000
火葬業務民間委託事業	自 令和4年度 至 令和8年度	241,000
集団検診受付事業	自 令和4年度 至 令和5年度	30,400
保育士宿舎借り上げ支援事業	令和4年度	13,500
保育所整備推進事業	令和4年度	212,600
公立直営保育所給食調理業務民間委託事業	自 令和4年度 至 令和8年度	215,200
放課後児童クラブ整備リース経費	自 令和4年度 至 令和7年度	19,000
親子ふれあいルーム運営委託事業	自 令和4年度 至 令和6年度	98,300



不法投棄防止環境パトロール車リース経費	自 至 令和 4 年 度 令和 5 年 度	700
エコタウンセンター改修事業	令和 4 年 度	65,000
大気汚染移動測定車更新事業	自 至 令和 4 年 度 令和 7 年 度	7,300
大気汚染常時監視システム整備保守事業	自 至 令和 4 年 度 令和 8 年 度	68,200
公用車における燃料電池自動車普及事業	自 至 令和 4 年 度 令和 8 年 度	5,600
公用車における次世代自動車普及事業	自 至 令和 4 年 度 令和 11 年 度	14,400
ごみ収集指定袋制実施事業	令和 4 年 度	167,000
ごみ収集車両リース経費	自 至 令和 4 年 度 令和 9 年 度	14,400
公用車リース経費(ごみ処理管理業務)	自 至 令和 4 年 度 令和 9 年 度	1,200
工場ごみ受入業務委託経費	自 至 令和 4 年 度 令和 6 年 度	306,800
皇后崎工場施設健全化事業	令和 4 年 度	555,000
皇后崎工場機器整備事業	令和 4 年 度	16,800
セカンドキャリア支援プロジェクト事業	自 至 令和 4 年 度 令和 5 年 度	14,000

事 項	期 間	限 度 額
北九州で働こう！U・Iターン応援プロジェクト事業	自 令和4年度 至 令和5年度	千円 36,000
まち・ひと・しごと創生総合戦略資金	まち・ひと・しごと 創生総合戦略資金 要綱の存する期間	まち・ひと・しごと創生総合戦略資金融資 信用保証の事故率5%以内における福岡県 信用保証協会損失負担額の2/3額
歴史的建造物耐震改修事業	令和4年度	194,900
公用車リース経費（観光業務）	自 令和4年度 至 令和9年度	3,400
道路維持事業（葛原跨線橋ほか）	自 令和4年度 至 令和5年度	768,000
道路新設改良事業（恒見朽網線）	令和4年度	600,000
街路事業（折尾駅周辺連続立体交差事業）	令和4年度	160,000
街路事業（日吉台光明線）	令和4年度	135,000
街路事業（折尾駅北側駅前広場付帯施設）	令和4年度	200,000
花と緑のまちづくり推進事業	令和4年度	2,500
市営住宅整備事業（井手尾団地ほか）	令和4年度	25,000
市営住宅整備事業（丸山団地ほか）	自 令和4年度 至 令和5年度	1,132,600

市 営 住 宅 計 画 保 全 事 業	令 和 4 年 度	528,700
予 防 情 報 シ ス テ ム 運 用 保 守 事 業	自 至 令 和 4 年 度 令 和 8 年 度	46,900
あ ん し ん 通 報 シ ス テ ム 運 用 事 業 ( 障 害 者 分 )	自 至 令 和 4 年 度 令 和 8 年 度	3,200
公 用 車 リ ー ス 経 費 ( 消 防 業 務 )	自 至 令 和 4 年 度 令 和 10 年 度	5,900
公 用 車 リ ー ス 経 費 ( 火 薬 類 取 締 法 等 検 査 業 務 )	自 至 令 和 4 年 度 令 和 10 年 度	1,500
消 防 施 設 整 備 事 業	令 和 4 年 度	19,000
被 災 者 台 帳 シ ス テ ム 運 用 経 費	自 至 令 和 4 年 度 令 和 7 年 度	8,500
総 合 防 災 情 報 シ ス テ ム 運 用 保 守 経 費	自 至 令 和 4 年 度 令 和 7 年 度	40,000
服 務 管 理 シ ス テ ム 運 用 保 守 等 経 費	自 至 令 和 4 年 度 令 和 7 年 度	50,000
公 用 車 リ ー ス 経 費 ( 教 育 セ ン タ ー )	自 至 令 和 4 年 度 令 和 9 年 度	2,400
パ ソ コ ン 整 備 事 業 ( 小 学 校 )	自 至 令 和 4 年 度 令 和 9 年 度	50,900
学 校 給 食 調 理 業 務 民 間 委 託 事 業 ( 小 学 校 )	自 至 令 和 4 年 度 令 和 8 年 度	799,300
通 学 支 援 業 務 ( 学 校 規 模 適 正 化 )	令 和 4 年 度	7,900

事 項	期 間	限 度 額
公用車リース経費（藍島小学校）	自 令和4年度 至 令和7年度	2,500 <sup>千円</sup>
子どもひまわり学習塾事業（小学校）	自 令和4年度 至 令和5年度	9,000
小学校外国語活動補助事業	令和4年度	150,500
小学校建設事業	令和4年度	3,100
小学校建設事業	自 令和4年度 至 令和7年度	20,200
パソコン整備事業（中学校）	自 令和4年度 至 令和9年度	229,300
学校給食調理業務民間委託事業（中学校）	自 令和4年度 至 令和8年度	32,500
子どもひまわり学習塾事業（中学校）	自 令和4年度 至 令和5年度	1,900
中学校・高等学校外国語指導助手配置事業	令和4年度	112,500
中学校建設事業	令和4年度	3,000
パソコン整備事業（高等学校）	自 令和4年度 至 令和8年度	69,800
特別支援学校スクールバス運行委託	自 令和4年度 至 令和6年度	145,000

特別支援学校建設事業	自至 令和4年度 令和5年度	911,000
特別支援学校建設事業	自至 令和4年度 令和7年度	7,800
学校医システム保守運用事業	自至 令和4年度 令和7年度	4,800
令和3年度における地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務	自至 令和3年度 令和13年度	元金 1,345,000,000千円及び利子相当額
福岡北九州高速道路公社の民間借入金（元利金）に対する債務保証（借換え資金）	自至 令和3年度 令和23年度	借入金 4,743,000千円及び利子相当額

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務施設建設事業	千円 2,439,700	証書借入 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを行 った後においては、当 該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等そ の他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換するこ とができるものとし、借入先の融通条件がある ときは、これに従うことができる。
保健福祉施設建設事業	939,300			
子ども家庭施設建設事業	2,780,800			
環境施設建設事業	2,315,400			
労働施設建設事業	64,000			
農林水産施設建設事業	137,100			
産業経済施設建設事業	521,500			
土木施設建設事業	13,032,600			
港湾施設建設事業	2,428,600			
建築行政施設建設事業	1,475,200			
消防施設建設事業	1,775,400			

教育施設建設事業	2,123,500			
北九州エアターミナル 株式会社出資金	162,000			
臨時財政対策債	41,000,000			

# 特 別 会 計



## 令和3年度 北九州市国民健康保険特別会計予算

令和3年度北九州市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 98,858,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和3年2月24日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険料		15,847,530 <sup>千円</sup>
	1 国民健康保険料	15,847,530
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 国庫支出金		20
	1 国庫補助金	20
4 県支出金		71,724,440
	1 県負担金	199,930
	2 県補助金	71,524,510
5 繰入金		10,600,000
	1 繰入金	10,600,000

6	繰越金		500,000	
		1	繰越金	500,000
7	諸収入		186,000	
		1	延滞金加算金及び過料	3,010
		2	雑収入	182,990
歳入合計			98,858,000	

## 歳 出

款	項	金 額
1 総務費		1,642,800 <sup>千円</sup>
	1 総務管理費	1,642,800
2 保険給付費		70,785,074
	1 保険給付費	70,785,074
3 国民健康保険事業費納付金		25,436,606
	1 医療給付費分納付金	18,207,642
	2 後期高齢者支援金等分納付金	5,304,129
	3 介護納付金分納付金	1,924,835
4 保健事業費		807,510
	1 保健事業費	807,510
5 諸支出金		136,010

	1 償還金及び還付加算金	56,610
	2 繰出金	79,400
6 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳出	合計	98,858,000

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
国保年金課窓口等業務改善事業	自 令和4年度 至 令和6年度	566,700 <sup>千円</sup>
国保年金課受付呼出番号表示システム更新事業	自 令和4年度 至 令和8年度	18,000
集団検診受付事業	自 令和4年度 至 令和5年度	10,200

議案第 3 号

## 令和3年度 北九州市食肉センター特別会計予算

令和3年度北九州市の食肉センター特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 374,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月24日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		141,513 <sup>千円</sup>
	1 使用料	141,513
2 財産収入		1,000
	1 財産運用収入	1,000
3 繰入金		164,775
	1 繰入金	164,775
4 繰越金		28,000
	1 繰越金	28,000
5 諸収入		38,712
	1 貸付金収入	10,000

	2 雑 入	28,712
歳 入	合 計	374,000

歳 出

款	項	金 額
1 食 肉 セ ン タ ー 費		373,800 <sup>千円</sup>
	1 食 肉 セ ン タ ー 費	323,575
	2 繰 出 金	50,225
2 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出	合 計	374,000



## 令和3年度 北九州市卸売市場特別会計予算

令和3年度北九州市の卸売市場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 880,200千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

### (地 方 債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和3年2月24日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		442,329 <sup>千円</sup>
	1 使用料	442,329
2 県支出金		46,667
	1 県補助金	46,667
3 繰入金		66,550
	1 繰入金	66,550
4 繰越金		20,000
	1 繰越金	20,000
5 諸収入		187,654
	1 雑収入	187,654
6 市債		117,000

	1 市 債	117,000
歳 入	合 計	880,200

歳 出

款	項	金 額
1 卸 売 市 場 費		878,200 <sup>千円</sup>
	1 卸 売 市 場 費	810,050
	2 繰 出 金	68,150
2 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出	合 計	880,200

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
卸売市場施設整備事業	千円 117,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 5 号

## 令和3年度 北九州市 渡船特別会計 予算

令和3年度北九州市の渡船特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 397,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月24日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 64,768
	1 使用料	64,731
	2 手数料	37
2 国庫支出金		33,929
	1 国庫補助金	33,929
3 県支出金		9,130
	1 県補助金	9,130
4 財産収入		1,076
	1 財産運用収入	1,076
5 繰入金		287,066
	1 繰入金	287,066

6	繰越金		10
		1	繰越金
7	諸収入		1,421
		1	雑収入
歳入合計			397,400

## 歳 出

款	項	金 額
1 渡 船 事 業 費		397,200 <sup>千円</sup>
	1 渡 船 事 業 費	393,079
	2 繰 出 金	4,121
2 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出	合 計	397,400



## 令和3年度 北九州市土地区画整理特別会計予算

令和3年度北九州市の土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,415,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

### (地 方 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

令和3年2月24日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 2,152
	1 使用料	2,142
	2 手数料	10
2 国庫支出金		625,000
	1 国庫補助金	625,000
3 財産収入		8,184
	1 財産貸付収入	4,184
	2 財産売払収入	4,000
4 繰入金		818,944
	1 繰入金	818,944
5 繰越金		10

	1 繰越金	10
6 諸収入		10
	1 雑収入	10
7 市債		961,300
	1 市債	961,300
歳入合計		2,415,600

## 歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		2,415,600 <sup>千円</sup>
	1 土地区画整理事業費	2,011,720
	2 繰 出 金	403,880
歳 出 合 計		2,415,600

## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
折 尾 土 地 区 画 整 理 事 業	自 至 令 和 4 年 度 令 和 5 年 度	150,000 <sup>千円</sup>

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	<small>千円</small> 961,300	証書借入 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを行 った後においては、当 該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等そ の他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換するこ とができるものとし、借入先の融通条件がある ときは、これに従うことができる。

議案第 7 号

## 令和 3 年度 北九州市土地区画整理事業清算特別会計予算

令和 3 年度北九州市の土地区画整理事業清算特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 清算徴収金		208 <sup>千円</sup>
	1 清算徴収金	208
2 繰越金		782
	1 繰越金	782
3 諸収入		10
	1 雑収入	10
歳 入	合 計	1,000

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理事業清算費		1,000 <small>千円</small>
	1 土地区画整理事業清算費	300
	2 繰 出 金	700
歳 出 合 計		1,000



## 令和3年度 北九州市港湾整備特別会計予算

令和3年度北九州市の港湾整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,047,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

### (地 方 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

令和3年2月24日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 2,665,664
	1 使用料	2,665,664
2 財産収入		164,006
	1 財産運用収入	164,006
3 繰入金		60,281
	1 一般会計繰入金	3,361
	2 特別会計繰入金	56,920
4 繰越金		10
	1 繰越金	10
5 諸収入		79,039
	1 延滞金加算金及び過料	10

	2 雜 入	79,029
6 市 債		2,078,000
	1 市 債	2,078,000
歲 入 合 計		5,047,000

## 歳 出

款	項	金 額
1 港湾整備事業費		5,042,000 <sup>千円</sup>
	1 機能施設事業費	2,929,791
	2 繰出金	2,112,059
	3 基金積立金	150
2 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳 出 合 計		5,047,000

## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
太刀浦第2コンテナターミナルクレーン更新事業	令和4年度	739,000 <sup>千円</sup>

第3表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率 %	償還の方法
機能施設事業	1,418,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	<p>40年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。</p> <p>ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。</p>
地域総合整備資金貸付事業	660,000			<p>30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。</p> <p>ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。</p>

## 令和3年度 北九州市公債償還特別会計予算

令和3年度北九州市の公債償還特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 159,604,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

### (地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和3年2月24日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		112,419,000 <sup>千円</sup>
	1 繰 入 金	112,419,000
2 市 債		47,185,000
	1 市 債	47,185,000
歳 入	合 計	159,604,000

歲 出

款	項	金 額
1 公 債 費		157,526,948 <sup>千円</sup>
	1 公 債 費	157,526,948
2 繰 出 金		2,077,052
	1 繰 出 金	2,077,052
歲 出 合 計		159,604,000



第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	47,185,000 千円	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5 以内 %	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 10 号

## 令和 3 年度 北九州市住宅新築資金等貸付特別会計予算

令和 3 年度北九州市の住宅新築資金等貸付特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 支 出 金		251 <sup>千円</sup>
	1 県 補 助 金	251
2 繰 越 金		10
	1 繰 越 金	10
3 諸 収 入		2,739
	1 貸 付 金 元 利 収 入	2,629
	2 雑 入	110
歳 入	合 計	3,000

歳 出

款	項	金 額
1 住宅新築資金等貸付事業費		3,000 <small>千円</small>
	1 住宅新築資金等貸付事業費	1,217
	2 繰 出 金	1,783
歳 出	合 計	3,000

## 令和3年度 北九州市土地取得特別会計予算

令和3年度北九州市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,074,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

### (地 方 債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和3年2月24日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		2,276,710 <sup>千円</sup>
	1 財 産 運 用 収 入	10
	2 財 産 売 払 収 入	2,276,700
2 繰 入 金		36,290
	1 繰 入 金	36,290
3 市 債		3,761,000
	1 市 債	3,761,000
歳 入	合 計	6,074,000

歳 出

款	項	金 額
1 土地先行取得費		6,074,000 <sup>千円</sup>
	1 土地先行取得費	3,764,000
	2 繰 出 金	2,310,000
歳 出 合 計		6,074,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 法	利 率	償 還 の 方 法
土地先行取得事業	3,761,000 <sup>千円</sup>	証書借入 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを行 った後においては、当 該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等そ の他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換するこ とができるものとし、借入先の融通条件がある ときは、これに従うことができる。

議案第 12 号

## 令和3年度 北九州市 駐車場特別会計予算

令和3年度北九州市の駐車場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 327,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和3年2月24日提出

北九州市長 北 橋 健 治



第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		296,015 <sup>千円</sup>
	1 使用料	296,015
2 繰越金		30,557
	1 繰越金	30,557
3 諸収入		428
	1 雑収入	428
歳入	合計	327,000

歳 出

款	項	金 額
1 駐 車 場 事 業 費		326,500 <small>千円</small>
	1 駐 車 場 事 業 費	229,060
	2 繰 出 金	97,440
2 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出 合 計		327,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
旧 中 央 町 駐 車 場 解 体 経 費	令 和 4 年 度	130,000 <small>千円</small>

議案第 13 号

## 令和 3 年度 北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和 3 年度北九州市の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 609,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		12,824 <sup>千円</sup>
	1 繰 入 金	12,824
2 繰 越 金		382,607
	1 繰 越 金	382,607
3 諸 収 入		214,069
	1 貸 付 金 元 利 収 入	214,069
歳 入	合 計	609,500

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		609,500 <small>千円</small>
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	158,466
	2 繰 出 金	451,034
歳 出	合 計	609,500

議案第 14 号

## 令和 3 年度 北九州市産業用地整備特別会計予算

令和 3 年度北九州市の産業用地整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 427,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		113,323 <sup>千円</sup>
	1 財 産 運 用 収 入	19,194
	2 財 産 売 払 収 入	94,129
2 繰 越 金		314,377
	1 繰 越 金	314,377
歳 入	合 計	427,700

歳 出

款	項	金 額
1 産業用地整備事業費		427,700 <small>千円</small>
	1 産業用地整備事業費	411,986
	2 繰 出 金	15,714
歳 出 合 計		427,700



議案第 15 号

## 令和3年度 北九州市漁業集落排水特別会計予算

令和3年度北九州市の漁業集落排水特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 36,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月24日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		10 <small>千円</small>
	1 分 担 金	10
2 使用料及び手数料		2,646
	1 使 用 料	2,646
3 繰 入 金		30,840
	1 繰 入 金	30,840
4 繰 越 金		3,010
	1 繰 越 金	3,010
5 諸 収 入		94
	1 貸 付 金 収 入	84
	2 雑 収 入	10

歲 入 合 計	36,600
---------	--------

歲 出

款	項	金 額
1 漁 業 集 落 排 水 費		35,600 <small>千円</small>
	1 漁 業 集 落 排 水 費	18,380
	2 繰 出 金	17,220
2 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歲 出 合 計		36,600

## 令和3年度 北九州市介護保険特別会計予算

令和3年度北九州市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 104,640,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

### (地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

令和3年2月24日提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 介 護 保 険 料		19,146,615 <sup>千円</sup>
	1 介 護 保 険 料	19,146,615
2 使 用 料 及 び 手 数 料		8,758
	1 手 数 料	8,758
3 国 庫 支 出 金		25,186,380
	1 国 庫 負 担 金	16,981,444
	2 国 庫 補 助 金	8,204,936
4 支 払 基 金 交 付 金		26,952,788
	1 支 払 基 金 交 付 金	26,952,788
5 県 支 出 金		15,123,466
	1 県 負 担 金	14,312,011

	2 財政安定化基金支出金	10
	3 県補助金	811,445
<b>6 財産収入</b>		<b>1,205</b>
	1 財産運用収入	1,195
	2 財産売却収入	10
<b>7 寄附金</b>		<b>10</b>
	1 寄附金	10
<b>8 繰入金</b>		<b>17,547,712</b>
	1 一般会計繰入金	16,930,970
	2 基金繰入金	616,742
<b>9 繰越金</b>		<b>393,919</b>
	1 繰越金	393,919
<b>10 諸収入</b>		<b>6,260</b>

款	項	金額
	1 延滞金加算金及び過料	10 <sup>千円</sup>
	2 雑入	6,250
11 市債		10
	1 財政安定化基金貸付金	10
12 介護予防ケアマネジメント事業費収入		272,877
	1 介護予防サービス計画費収入	272,857
	2 介護予防ケアマネジメント事業繰入金	10
	3 介護予防ケアマネジメント事業繰越金	10
歳入	合計	104,640,000

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		2,381,726 <small>千円</small>
	1 総 務 管 理 費	1,403,661
	2 介 護 認 定 費	978,065
2 保 険 給 付 費		96,287,497
	1 介 護 サービス等諸費	96,287,497
3 地 域 支 援 事 業 費		5,461,695
	1 地 域 支 援 事 業 費	5,461,695
4 財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金		10
	1 財 政 安 定 化 基 金 抛 出 金	10
5 基 金 積 立 金		1,185
	1 基 金 積 立 金	1,185



款	項	金額
6 諸 支 出 金		35,010 <sup>千円</sup>
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	35,010
7 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
8 介 護 予 防 ケ ア マ ネ ジ メ ン ト 事 業 費		272,877
	1 介 護 予 防 サ ー ビ ス 計 画 等 諸 費	272,877
歳 出	合 計	104,640,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
地域包括支援センターシステム関連機器リース経費	自 令和4年度 至 令和8年度	78,000 <sup>千円</sup>
公用車リース経費(地域包括支援センター業務)	自 令和4年度 至 令和8年度	58,000
公用車リース経費(統括支援センター業務)	自 令和4年度 至 令和8年度	6,800
あんしん通報システム運用事業(高齢者分)	自 令和4年度 至 令和8年度	308,400

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財政安定化基金事業	10 <sup>千円</sup>	証書借入	無 利 子 <sup>%</sup>	福岡県介護保険財政安定化基金条例第8条又は第10条第2項の規定により償還する。

議案第 17 号

## 令和 3 年度 北九州市空港関連用地整備特別会計予算

令和 3 年度北九州市の空港関連用地整備特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		10 <small>千円</small>
	1 財 産 売 払 収 入	10
2 繰 越 金		6,880
	1 繰 越 金	6,880
3 諸 収 入		10
	1 雑 入	10
歳 入	合 計	6,900

歳 出

款	項	金 額
1 空港関連用地整備事業費		6,900 <small>千円</small>
	1 空港関連用地整備事業費	6,875
	2 繰 出 金	25
歳 出 合 計		6,900

議案第 18 号

## 令和 3 年度 北九州市学術研究都市土地区画整理特別会計予算

令和 3 年度北九州市の学術研究都市土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 258,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		10 <small>千円</small>
	1 手数料	10
2 財産収入		10
	1 財産売払収入	10
3 繰入金		222,685
	1 繰入金	222,685
4 繰越金		35,285
	1 繰越金	35,285
5 諸収入		10
	1 雑収入	10
歳 入	合 計	258,000

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		258,000 <sup>千円</sup>
	1 土地区画整理事業費	27,979
	2 繰 出 金	230,021
歳 出 合 計		258,000



議案第 19 号

## 令和 3 年度 北九州市臨海部産業用地貸付特別会計予算

令和 3 年度北九州市の臨海部産業用地貸付特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 427,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		427,300 <sup>千円</sup>
	1 財 産 運 用 収 入	427,300
歳 入 合 計		427,300

歳 出

款	項	金 額
1 臨海部産業用地貸付事業費		427,300 <sup>千円</sup>
	1 臨海部産業用地貸付事業費	427,300
歳 出 合 計		427,300

## 令和 3 年度 北九州市後期高齢者医療特別会計予算

令和 3 年度北九州市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 17,078,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

### (債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		12,206,837 <sup>千円</sup>
	1 後期高齢者医療保険料	12,206,837
2 使用料及び手数料		100
	1 手 数 料	100
3 繰 入 金		4,429,519
	1 繰 入 金	4,429,519
4 繰 越 金		440,959
	1 繰 越 金	440,959
5 諸 収 入		585
	1 延滞金及び過料	20
	2 償還金及び還付加算金	305

	3 雑 入	260
歳 入	合 計	17,078,000

## 歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		520,669 <sup>千円</sup>
	1 総 務 管 理 費	405,511
	2 徴 収 費	115,158
2 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金		16,485,723
	1 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	16,485,723
3 諸 支 出 金		21,608
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	21,608
4 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出	合 計	17,078,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
国保年金課窓口等業務改善事業	自 令和4年度 至 令和6年度	148,000 <sup>千円</sup>
国保年金課受付呼出番号表示システム更新事業	自 令和4年度 至 令和8年度	18,000

議案第 21 号

## 令和 3 年度 北九州市市民太陽光発電所特別会計予算

令和 3 年度北九州市の市民太陽光発電所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 96,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

北九州市長 北 橋 健 治



第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
1 発 電 収 入		63,764 <sup>千円</sup>
	1 発 電 収 入	63,764
2 繰 越 金		32,636
	1 繰 越 金	32,636
歳 入	合 計	96,400

歳 出

款	項	金 額
1 市民太陽光発電所事業費		89,400 <small>千円</small>
	1 市民太陽光発電所事業費	17,664
	2 繰 出 金	71,736
2 予 備 費		7,000
	1 予 備 費	7,000
歳 出 合 計		96,400

## 令和 3 年度 北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計予算

令和 3 年度北九州市の市立病院機構病院事業債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,667,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

### (地 方 債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

北九州市長 北 橋 健 治

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 諸 収 入		1,997,100 <sup>千円</sup>
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,997,100
2 市 債		1,670,800
	1 市 債	1,670,800
歳 入	合 計	3,667,900

歳 出

款	項	金 額
1 市立病院機構病院事業債 管 理 事 業 費		3,667,900 <small>千円</small>
	1 市立病院機構病院事業債管理事業費	1,670,800
	2 繰 出 金	1,997,100
歳 出 合 計		3,667,900

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
市立病院機構貸付金	1,670,800 <small>千円</small>	証書借入 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを行 った後においては、当 該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等そ の他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換するこ とができるものとし、借入先の融通条件がある ときは、これに従うことができる。

## 令和3年度 北九州市上水道事業会計予算

### (総 則)

第1条 令和3年度北九州市の上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

#### 〔水道事業〕

(1) 給水戸数	508,667戸
(2) 総配水量	106,483千m <sup>3</sup>
(3) 一日平均配水量	291,734m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
イ 配水管整備改良事業	5,636,000千円
ロ 浄水場整備事業	1,172,248千円
ハ 導送水施設整備事業	812,600千円

#### 〔水道用水供給事業〕

(1) 給水事業者数	5事業者
(2) 総給水量	7,300千m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	20,000m <sup>3</sup>

## (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

## 〔水道事業〕

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 水道事業収益		19,883,388千円
第1項 営業収益		17,226,886千円
第2項 営業外収益		2,656,464千円
第3項 特別利益		38千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第1款 水道事業費		19,377,375千円
第1項 営業費用		17,076,780千円
第2項 営業外費用		2,286,114千円
第3項 特別損失		14,481千円

## 〔水道用水供給事業〕

	<u>収</u> <u>入</u>	
第2款 用水供給事業収益		904,652千円
第1項 営業収益		808,499千円
第2項 営業外収益		96,143千円
第3項 特別利益		10千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第2款 用水供給事業費		815,539千円
第1項 営業費用		685,539千円
第2項 営業外費用		129,990千円
第3項 特別損失		10千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,782,286千円（水道事業 8,574,465千円、水道用水供給事業 207,821千円）は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

〔水道事業〕

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 水道事業資本的収入		5,160,700千円
第1項 企        業        債		3,343,000千円
第2項 国  県  補  助  金		4,499千円
第3項 出        資        金		101,289千円
第4項 工  事  負  担  金		704,902千円
第5項 固定資産売却代金		10千円
第6項 基    金    収    入		1,000千円
第7項 基  金  繰  入  金		1,000,000千円
第8項 預  託  金  返  還  金		3,000千円
第9項 その他資本的収入		3,000千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第1款 水道事業資本的支出		13,735,165千円
第1項 施        設        費		10,322,585千円
第2項 企  業  債  償  還  金		3,399,489千円
第3項 投                資		1,000千円
第4項 預        託        金		3,000千円
第5項 国庫補助金返還金		9,091千円



## 〔水道用水供給事業〕

	<u>収</u> <u>入</u>	
第2款 用水供給事業資本的収入		20,020千円
第1項 工事負担金		20,000千円
第2項 固定資産売却代金		10千円
第3項 その他資本的収入		10千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第2款 用水供給事業資本的支出		227,841千円
第1項 施設費		48,233千円
第2項 企業債償還金		179,608千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
宗像地区水道施設維持管理等業務委託経費	令和4年度	800,000 <sup>千円</sup>
公用車リース経費	自 令和4年度 至 令和10年度	132,000
上下水道料金システム再構築業務委託経費	令和4年度	48,000
浄水場整備事業	令和4年度	908,000
水道設備台帳システム維持管理業務委託経費	自 令和4年度 至 令和14年度	58,000

**(企業債)**

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
送配水施設等整備事業	千円 3,343,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

**(一時借入金)**

第7条 一時借入金の限度額は、2,200,000千円と定める。

**(予定支出の各項の経費の金額の流用)**

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

**(他会計からの補助金)**

第9条 上水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、26,184千円である。

**(たな卸資産購入限度額)**

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,400,000千円と定める。

令和3年2月24日提出

北九州市長 北 橋 健 治

## 令和3年度 北九州市工業用水道事業会計予算

**(総 則)**

第1条 令和3年度北九州市の工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

**(業務の予定量)**

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |             |                       |
|-------------|-----------------------|
| (1) 給水事業所数  | 71事業所                 |
| (2) 総給水量    | 42,701千m <sup>3</sup> |
| (3) 一日平均給水量 | 116,990m <sup>3</sup> |

**(収益的収入及び支出)**

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 工業用水道事業収益		2,001,237千円
第1項 営 業 収 益		1,776,323千円
第2項 営 業 外 収 益		224,904千円
第3項 特 別 利 益		10千円
	支 出	
第1款 工業用水道事業費		1,694,133千円
第1項 営 業 費 用		1,627,324千円
第2項 営 業 外 費 用		66,799千円
第3項 特 別 損 失		10千円

## (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 918,094千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 工業用水道事業資本的収入		285,103千円
第1項 企        業        債		120,000千円
第2項 国 庫 補 助 金		37,857千円
第3項 工 事 負 担 金		127,226千円
第4項 固定資産売却代金		10千円
第5項 その他資本的収入		10千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第1款 工業用水道事業資本的支出		1,203,197千円
第1項 施        設        費		1,042,697千円
第2項 企 業 債 償 還 金		160,500千円

### (債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
浄水場整備事業	令和4年度	25,000 <sup>千円</sup>
水道設備台帳システム維持管理業務委託経費	自 令和4年度 至 令和14年度	27,000

### (企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業改築事業	120,000 <sup>千円</sup>	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

**(一時借入金)**

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

**(予定支出の各項の経費の金額の流用)**

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

**(他会計からの補助金)**

第9条 工業用水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,412千円である。

**(たな卸資産購入限度額)**

第10条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

令和3年2月24日提出

北九州市長 北 橋 健 治



## 令和3年度 北九州市交通事業会計予算

### (総 則)

第1条 令和3年度北九州市の交通事業会計の予算は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

#### (1) 乗 合 車

イ 車 両 数	90台
ロ 年間走行キロメートル	3,020,000キロメートル
ハ 年間総輸送人員	4,983,000人
ニ 一日平均輸送人員	13,652人

#### (2) 貸 切 車

イ 車 両 数	24台
ロ 年間走行キロメートル	480,000キロメートル
ハ 年間総輸送人員	581,000人
ニ 一日平均輸送人員	1,592人

#### (3) 主要な建設改良事業

イ 旅客自動車購入事業	30,000千円
ロ 旅客自動車整備事業	21,200千円

**(収益的収入及び支出)**

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 自動車運送事業収益		2,095,504千円
第1項 営業収益		1,943,350千円
第2項 営業外収益		152,134千円
第3項 特別利益		20千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第1款 自動車運送事業費		2,014,438千円
第1項 営業費用		1,911,500千円
第2項 営業外費用		100,928千円
第3項 特別損失		10千円
第4項 予備費		2,000千円

**(資本的収入及び支出)**

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 109,984千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 自動車運送事業資本的収入		49,978千円
第1項 企業債		46,000千円
第2項 国庫補助金		10千円
第3項 県支出金		3,948千円
第4項 固定資産売却代金		10千円
第5項 その他資本的収入		10千円

支 出

第1款 自動車運送事業資本的支出	159,962千円
第1項 建設改良費	86,708千円
第2項 企業債償還金	71,254千円
第3項 予備費	2,000千円

**(企業債)**

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
旅客自動車購入事業	千円 25,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。  ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
旅客自動車整備事業	21,000			

**(一時借入金)**

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

**(予定支出の各項の経費の金額の流用)**

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

**(他会計からの補助金)**

第8条 交通事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、113,160千円である。

**(たな卸資産購入限度額)**

第9条 たな卸資産の購入限度額は、350,000千円と定める。

令和3年2月24日提出

北九州市長 北 橋 健 治

## 令和3年度 北九州市病院事業会計予算

### (総 則)

第1条 令和3年度北九州市の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                     |         |
|---------------------|---------|
| (1) 病 床 数           | 155床    |
| (2) 主要な建設改良事業       |         |
| イ 北九州市立門司病院主要設備改修事業 | 3,360千円 |

**(収益的収入及び支出)**

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 病院事業収益		308,630千円
第1項 医業収益		58,281千円
第2項 医業外収益		250,339千円
第3項 特別利益		10千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第1款 病院事業費		456,115千円
第1項 医業費用		412,487千円
第2項 医業外費用		43,618千円
第3項 特別損失		10千円

**(資本的収入及び支出)**

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 60千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 病院事業資本的収入		315,715千円
第1項 企業債		3,300千円
第2項 出資金		312,415千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第1款 病院事業資本的支出		315,775千円
第1項 建設改良費		3,360千円
第2項 企業債償還金		312,415千円

## (企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
北九州市立門司病院 主要設備改修事業	千円 3,300	証書借入 又は 証券発行 (他の地方 公共団体 との共同 発行を含 む。)	8.5 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを行 った後においては、当 該見直し後の利率)	30年(据置期間を含む。)以内に元利均等そ の他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、 償還年限を短縮し、また低利債に借換すること ができるものとし、借入先の融通条件があるど きは、これに従うことができる。

## (一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

## (予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用

## (他会計からの補助金)

第8条 病院事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、10,000千円である。

令和3年2月24日提出

北九州市長 北 橋 健 治



## 令和3年度 北九州市下水道事業会計予算

### (総 則)

第1条 令和3年度北九州市の下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間処理水量	141,256千m <sup>3</sup>	
(2) 水洗化助成戸数	15戸	
(3) 主要な建設改良事業		
イ 管渠布設	5,610,000千円	小倉北区昭和町地区、八幡東区西本町地区、戸畑区天籟寺地区等
ロ ポンプ場整備	352,500千円	則松ポンプ場等
ハ 処理場整備	1,427,500千円	皇后崎浄化センター等

### (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	<u>収 入</u>	
第1款 下水道事業収益		27,494,729千円
第1項 営業収益		21,308,586千円
第2項 営業外収益		6,186,113千円
第3項 特別利益		30千円

	<u>支</u> <u>出</u>
第1款 下水道事業費	27,033,619千円
第1項 営業費用	24,928,935千円
第2項 営業外費用	2,089,664千円
第3項 特別損失	15,020千円

**(資本的収入及び支出)**

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 11,448,947千円は損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	<u>収</u> <u>入</u>
第1款 下水道事業資本的収入	11,841,634千円
第1項 企業債	5,340,000千円
第2項 国庫補助金	4,103,750千円
第3項 負担金	412,050千円
第4項 寄附金	7,261千円
第5項 貸付金回収金	953千円
第6項 基金繰入金	1,977,600千円
第7項 その他資本的収入	20千円

	<u>支</u> <u>出</u>
第1款 下水道事業資本的支出	23,290,581千円
第1項 建設改良費	11,720,800千円
第2項 企業債償還金	9,063,213千円
第3項 投資	2,506,568千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
浄化センター及びポンプ場運転整備等業務委託経費	自 令和4年度 至 令和6年度	435,000 <sup>千円</sup>
下水道建設事業	自 令和4年度 至 令和5年度	1,800,000
施設改良事業	令和4年度	350,000
負担金工事	自 令和4年度 至 令和5年度	600,000
公用車リース経費	自 令和4年度 至 令和10年度	4,500
上下水道料金システム再構築業務委託経費	令和4年度	48,000

**(企業債)**

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道建設事業	千円 5,340,000	証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	8.5% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年(据置期間を含む。)以内に元利均等その他の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰上償還をなし、償還年限を短縮し、また低利債に借換することができるものとし、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

**(一時借入金)**

第7条 一時借入金の限度額は、8,000,000千円と定める。

**(予定支出の各項の経費の金額の流用)**

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

**(他会計からの補助金)**

第9条 下水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,322,818千円である。

令和3年2月24日提出

北九州市長 北 橋 健 治

## 令和3年度 北九州市公営競技事業会計予算

### (総 則)

第1条 令和3年度北九州市の公営競技事業会計の予算は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

#### 〔競輪事業〕

(1) 年間開催日数	75日
(2) 年間車券発売金	35,000,000千円
(3) 1日平均車券発売金	466,667千円
(4) 年間場間場外発売金	4,760,880千円
(5) 主要な建設改良事業	
イ 小倉競輪場施設整備事業	1,544,268千円

#### 〔モーターボート競走事業〕

(1) 年間開催日数	172日
(2) 年間舟券発売金	140,000,000千円
(3) 1日平均舟券発売金	813,953千円
(4) 年間場間場外発売金	14,077,277千円
(5) 主要な建設改良事業	
イ 若松モーターボート競走場施設整備事業	296,988千円

## (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

## 〔競輪事業〕

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 競輪事業収益		36,436,730千円
第1項 営業収益		36,108,762千円
第2項 営業外収益		327,958千円
第3項 特別利益		10千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第1款 競輪事業費		35,461,867千円
第1項 営業費用		35,432,176千円
第2項 営業外費用		29,671千円
第3項 特別損失		20千円

## 〔モーターボート競走事業〕

	<u>収</u> <u>入</u>	
第2款 モーターボート競走事業収益		143,358,952千円
第1項 営業収益		143,296,037千円
第2項 営業外収益		62,905千円
第3項 特別利益		10千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第2款 モーターボート競走事業費		133,518,062千円
第1項 営業費用		133,429,367千円
第2項 営業外費用		88,675千円
第3項 特別損失		20千円

### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7,635,211千円（競輪事業 1,699,193千円、モーターボート競走事業 5,936,018千円）は利益剰余金処分量 5,000,000千円及び損益勘定留保資金等 2,635,211千円で補てんするものとする。）。

#### 〔競輪事業〕

	<u>収</u> <u>入</u>	
第1款 競輪事業資本的収入		1,300,010千円
第1項 出        資        金		1,300,000千円
第2項 固定資産売却代金		10千円
	<u>支</u> <u>出</u>	
第1款 競輪事業資本的支出		2,999,203千円
第1項 建設改良費		1,557,383千円
第2項 企業債償還金		1,265,000千円
第3項 投                資		176,820千円

#### 〔モーターボート競走事業〕

	<u>収</u> <u>入</u>	
第2款 モーターボート競走事業資本的収入		1,300,010千円
第1項 固定資産売却代金		10千円
第2項 基金繰入金		1,300,000千円



## 支 出

第2款 モーターボート競走事業資本的支出	7,236,028千円
第1項 建設改良費	454,673千円
第2項 企業債償還金	351,400千円
第3項 投 資	1,429,955千円
第4項 繰 出 金	5,000,000千円

## (債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
ボートレース若松電気・機械等設備管理経費	自 令和4年度 至 令和8年度	600,000 <sup>千円</sup>
ボートレース若松基本設計委託事業	令和4年度	100,000

## (一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、6,000,000千円と定める。

## (予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

## (利益剰余金の処分)

第8条 利益剰余金のうち 5,000,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 一般会計繰出金 5,000,000千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令和3年2月24日提出

北九州市長 北 橋 健 治

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。